

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 4 月 臨時会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	承認第 3 号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について	
概 要	地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うもので、直ちに条例を改正して施行する必要があったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分を行ったもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大並びに浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の減額措置の創設等による所要の改正である。 *調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるとして、新たに規定された。 *調査は基本的に戸籍調査による。 *登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等)に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるとして、新たに規定された。 *浸水被害軽減地区は現在、本市にはない。 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で承認	

議 案 件 名	承認第 4 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	
概 要	承認第 3 号同様、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分を行ったもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*条ずれ、項ずれ、改元による整理等の所要の改正及び浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の軽減措置の創設等による所要の改正	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で承認	

■ 委員長報告概要 ■

	令和 2 年 4 月 臨時会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	承認第 5 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決処分について
概 要	職員の住居手当について、市の状況等を踏まえた上、関係団体との協議が整ったため、令和 2 年 4 月 1 日から住居手当の一部を廃止することに伴い、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分により所要の改正を行ったもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*住宅を新築又は購入した日から 5 年を経過していないものに 係る住居手当を廃止する。 *金額は月額 2,500 円 *7 名に支給されていたが、4 月より廃止されている。
討 論	なし
結 果	全員賛成で承認

■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 4 月 臨時会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	承認第 6 号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について	
概 要	<p>今回の条例改正は、地域再生法の地域公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものである。内容は特例措置の対象者を山口県から平成 32 年 3 月 31 日までに認定を受けた事業者とされていたところを令和 4 年 3 月 31 日までに認定を受けた事業者に変更したものである。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「これまでの実績はどうか」との問いに「市内での実績はなく、県内では宇部市、周南市など 4 件ある」との答弁。</p> <p>「固定資産税は土地と建物の両方に掛かるが、この条例の対象は建物のみということか」との問いに「対象となっているのは土地、建物、構築物、機械装置である」との答弁。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で承認	

■委員長報告概要■

		令和2年4月臨時会
		一般会計予算決算常任委員会
議案件名	承認第2号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第3回)に関する専決処分について	
概 要	<p>今回の補正は、津布田一丁田地区かんがい排水施設のポンプが故障し、地下水位が上昇したため、農地での営農活動に影響が生じた。早急な修繕のために予算措置が必要となったことから、令和2年4月6日に専決処分を行った。歳入歳出とも95万8,000円を増額し、予算総額は296億9,992万8,000円とするもの</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財源は、19款1項5目津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金繰入金を充当する。 ・この基金の平成30年度末時点の残高は5,683万8,000円である。 ・修繕は完了しており、今年度の営農は支障なく実施できる。 ・小規模な修繕等は記録にあるが、維持管理も電気代を出す程度で特別な点検はしていない。 ・来年度以降はこの基金から予算化して長寿命化を図っていきたい。 <p>以上、執行部からの答弁があった旨、分科会長から報告があった。</p>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で承認	